

概要(実績評価書(案)のポイント)

施策目標Ⅲ-3-1

被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び
特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うこと

確認すべき主な事項（実績評価書）

測定指標について

1

各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。

（注1）当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。

有効性の評価について

2

目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。

3

目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。

4

外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

効率性の評価について

5

目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。

（注2）複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。

6

施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。

7

目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

現状分析について

8

各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直し）について

9

目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。

10

過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。

11

現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。

12

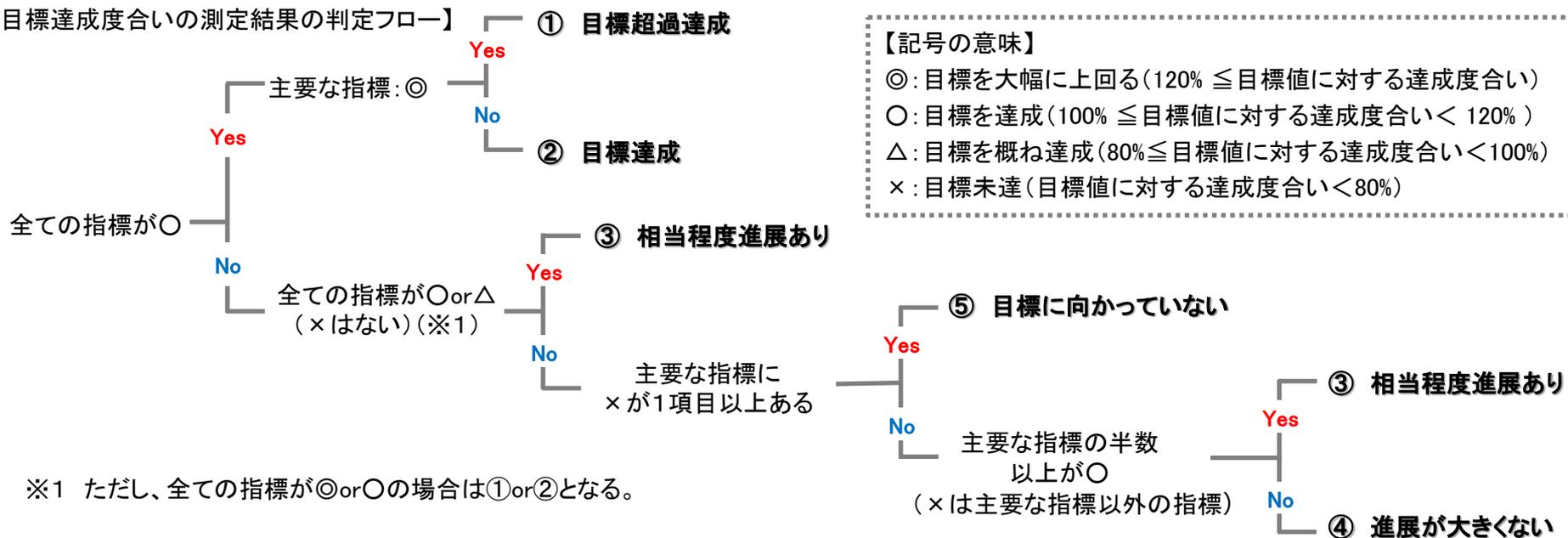
各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-6 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	<ul style="list-style-type: none"> 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、 主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



【記号の意味】

- ◎: 目標を大幅に上回る(120% ≤ 目標値に対する達成度合い)
- : 目標を達成(100% ≤ 目標値に対する達成度合い < 120%)
- △: 目標を概ね達成(80% ≤ 目標値に対する達成度合い < 100%)
- ×: 目標未達(目標値に対する達成度合い < 80%)

※1 ただし、全ての指標が◎or○の場合は①or②となる。

厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-6 実績評価書様式の記載要領

【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

（参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると料される指標から選定する。
 - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
 - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
 - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

（参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

（参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

【有効性の評価】

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
 - ① 目標数値の水準設定の妥当性
 - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
 - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
 - ④ 予算執行面における問題点

【効率性の評価】【現状分析】

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。
- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

【概要】令和4年度実績評価書（案）（施策目標Ⅲ-3-1）

基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標3：労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

施策目標1：被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うこと

現状（背景）

1. 労災補償の現状

- ・ 令和4年度の労災保険給付の新規受給者数：77万7,387人（速報値）
- ・ 令和2年度の精神障害事案の請求件数は2,051件、決定件数は1,906件
- ・ それぞれの経年変化は別紙のとおり。

課題 1

- ・ 毎年度多くの新規請求が寄せられ、特に過労死等事案の中には調査事項が多岐にわたり判断が困難な事案も多いが、被災労働者等の迅速な保護を実現するため、迅速かつ公正な決定を行う必要がある。

達成目標 1

- ・ 労災保険給付における請求から決定までの所要日数の短縮

【測定指標】太字・下線は主要な指標

- 1 労災保険給付の請求から決定までの所要日数（アウトプット）**
- 2 精神障害事案の請求から決定までの所要日数（アウトプット）

【参考指標】

- 3 労災保険給付の新規受給者数
- 4 審査請求取消件数
- 5 精神障害事案の請求件数
- 6 精神障害事案の決定件数

2. 石綿にばく露した建設業務労働者等に対する給付金等の支給

- ・ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」（令和3年法律第74号。以下「給付金法」という。）が成立し、令和4年1月19日以降、同法に基づく給付金等の支給を開始している。

課題 2

- ・ 最高裁判決等で国の責任が認められ、給付金法に基づく給付金等の支給を開始しており、同法に基づく給付金等の支給を円滑に行い、その損害の迅速な賠償を図る必要がある。

達成目標 2

- ・ 給付金法に基づく給付金等の円滑な支給

【測定指標】

設定なし

【参考指標】

7 給付金等の支給件数

【概要】令和4年度実績評価書（案）（施策目標Ⅲ-3-1）

総合判定

赤字は主要な指標

- 【達成目標1 労災保険給付における請求から決定までの所要日数の短縮】
指標1 労災保険給付の請求から決定までの所要日数:△(目標達成率83%)
指標2 精神障害事案の請求から決定までの所要日数:△(目標達成率82%)
- 【達成目標2 給付金法に基づく給付金等の円滑な支給】 測定指標なし

【目標達成度合いの測定結果】

③(相当程度進展あり)

【総合判定】

B(達成に向けて進展)

(判定理由)

- 全ての指標の達成度が「△」であることから、判定ルールにのっとり上記のとおり判断。

施策の分析

《有効性の評価》

- 指標1について、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染者数増大に伴い、当該感染症に係る労災保険給付の請求件数が大幅に増加し、全体の処理期間が令和3年度以前に比べて大幅に増加。当該感染症に係る請求件数が令和4年度は令和3年度の約7倍となっているなかで標準処理期間より短い所要日数を維持していることを踏まえると、迅速な労災保険給付の仕組みが有効に機能していると評価。
- 指標2について、精神障害の労災請求件数が年々増加していることが、処理期間が令和3年度以前に比べて増加した原因と考えられる。また、指標1と同様、新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の請求件数の大幅増加も処理期間増加の原因と考えられる。

《効率性の評価》

- 指標1については、毎年度予算額が一定かつ人員に限りがある中で、新型コロナウイルス感染症の感染者数の大幅増加の影響により、処理日数は増加したものの、処理期間の縮減に向けて労災認定の事務処理の見直し等を実施。効率的な取組が行われていると評価。
- 指標2についても同様に、処理期間の縮減に向けて精神障害事案に係る労災認定の事務処理の見直し等を実施。効率的な取組が行われていると評価。

《現状分析》

【達成目標1】

- 労災保険給付に係る所要日数は平成30年度以降、実績値(日数)が年々増加傾向であるが、これは、過労死等事案などの複雑困難事案が増加傾向にあること、また、新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の請求件数が近年急増したことが背景にある。
- 精神障害事案についても、精神障害に係る労災請求の増加により所要日数が増加傾向にある。
- より一層迅速かつ公正な事務処理のために、審査業務の更なるシステム化を含めた必要な体制整備等が必要となる。

【達成目標2】

- 給付金等については、令和4年度に受付・審査体制の強化を実施し、支給件数の向上を図っている。

次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

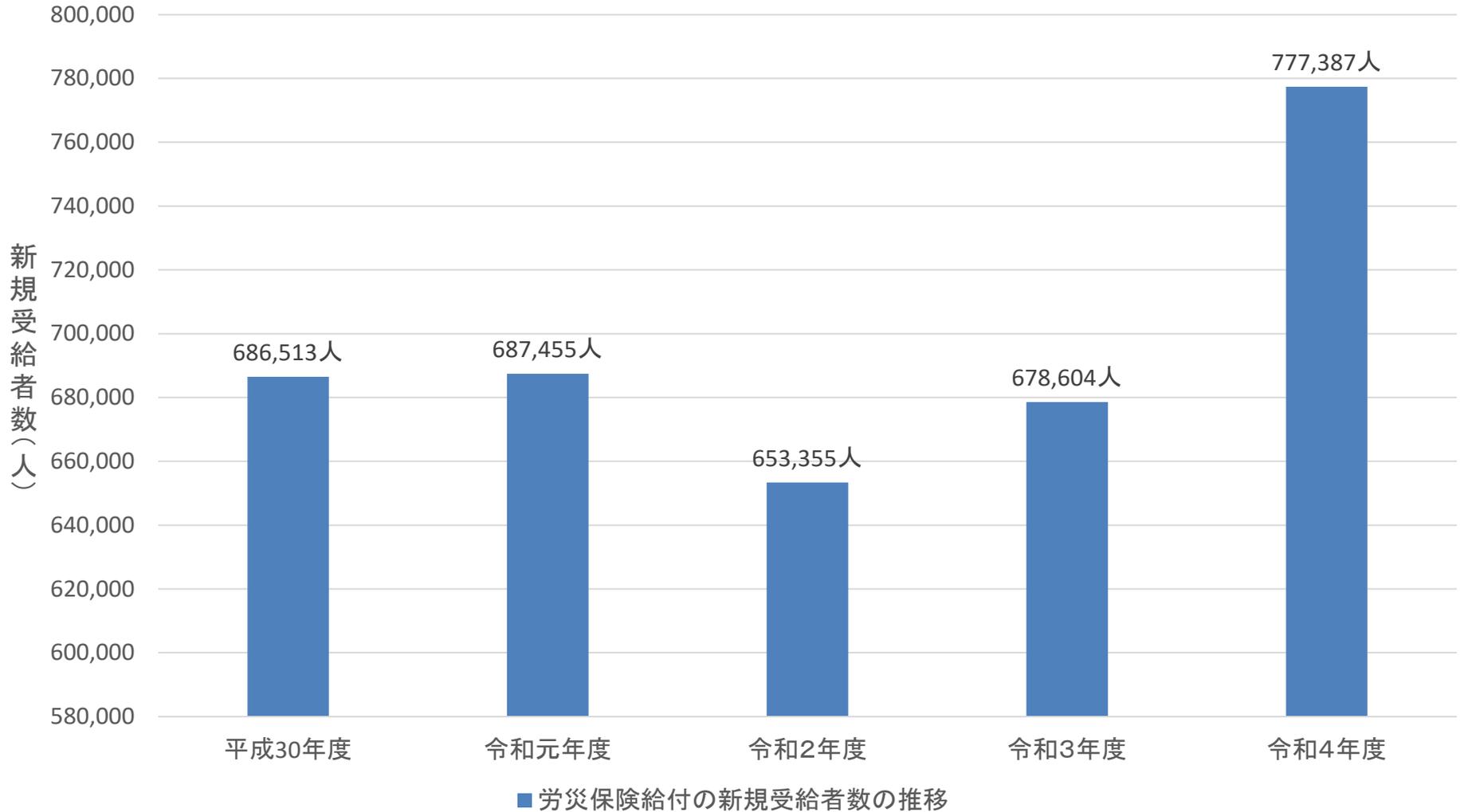
【達成目標1】

- 指標1について、目標達成に向け、引き続き、認定を行うための調査体制の整備及び労働局への支援・指導の実施、審査業務の更なるシステム化に向けた検討を進めていく。
- 指標2も、目標値達成に向け、引き続き、認定を行うための事務処理の見直し、調査体制の整備及び労働局への支援・指導の実施、審査業務の更なるシステム化に向けた検討を進めていく。

【達成目標2】

- 参考指標7について、今後も適正かつ迅速な支給に努めていく。

労災保険給付の新規受給者数の推移



労働者災害補償保険制度について

背景・趣旨

- 労災保険は、労働者の業務上の事由、事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による災害に対して、迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、併せて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としているもの。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしているもの。

概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用(国家公務員、地方公務員(現業の非常勤職員を除く。)は適用除外。)
ただし、農林水産業の事業の一部は、暫定的に任意適用事業となっている。
- 労働者と同様の作業に従事することにより、労働者と同様に災害を被る危険がある就業者については、任意加入により労災保険による保護を実施(特別加入制度)。
- 費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

〔主な保険給付〕

療養(補償)等給付、休業(補償)等給付、障害(補償)等給付、遺族(補償)等給付、介護(補償)等給付、二次健康診断等給付

〔社会復帰促進等事業の概要〕

社会復帰促進事業・・・特定疾病アフターケアの実施、義肢・車いす等の支給等

被災労働者等援護事業・・・被災労働者の遺児等への労災就学等援護費の支給等

安全衛生確保等事業・・・アスベスト等による健康障害防止対策、過重労働・メンタルヘルス対策

倒産した企業の労働者のための未払賃金の立替払事業等

過労死等労災補償の経年変化

脳・心臓疾患に係る労災請求件数の推移

年度	30	元	2	3	4
件数	877	936	784	753	803

精神障害に係る労災請求件数の推移

年度	30	元	2	3	4
件数	1,820	2,060	2,051	2,346	2,683

脳・心臓疾患に係る支給決定(認定)件数の推移

年度	30	元	2	3	4
決定件数	689	684	665	525	509
うち支給決定件数	238	216	194	172	194

精神障害に係る労災支給決定(認定)件数の推移

年度	30	元	2	3	4
決定件数	1,461	1,586	1,906	1,953	1,986
うち支給決定件数	465	509	608	629	710

精神障害に係る労災請求件数は長期的にみると増加傾向にあり、決定件数も大幅に増加している。

【参考資料】新型コロナウイルス感染症に係る月別労災請求・決定件数

労働者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に感染したものであると認められる場合、労災保険給付の対象になること等を周知している。

新型コロナウイルス感染症に係る月別労災請求・決定件数

令和5年3月31日現在

【令和元年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求件数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	1	1
決定件数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0
うち支給件数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0

【令和2年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求件数	5	54	370	368	186	356	443	343	526	1,075	1,943	2,810	8,479
決定件数	0	7	48	226	229	221	237	254	328	496	633	2,070	4,749
うち支給件数	0	7	48	226	229	221	213	247	325	440	623	1,977	4,556

【令和3年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求件数	1,956	1,573	2,168	1,789	1,150	1,507	2,050	1,804	1,035	579	1,376	5,917	22,904
決定件数	1,413	1,715	2,201	1,912	1,940	1,315	1,484	1,774	1,890	1,266	915	1,951	19,776
うち支給件数	1,398	1,701	2,190	1,895	1,927	1,310	1,475	1,760	1,858	1,254	905	1,935	19,608

【令和4年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	累計
請求件数	8,244	7,142	7,853	5,401	7,522	22,463	24,238	15,210	13,000	15,211	19,705	13,029	159,018	190,402
決定件数	2,533	5,128	8,560	7,446	7,638	10,990	20,581	18,720	17,164	15,461	19,206	16,202	149,629	174,154
うち支給件数	2,501	5,120	8,545	7,435	7,628	10,980	20,571	18,705	17,155	15,451	19,199	16,191	149,481	173,645

※1 「請求件数」は当該月に請求された事案、「決定件数」は当該月に決定した事案の件数です。

※2 本表の内容は、請求事案の調査の進捗を踏まえ変更することがあります。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律 概要

第1 趣旨

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判決等（※）において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給について定める

※最高裁判所平成30年（受）第1451号、第1452号令和3年5月17日第一小法廷判決、最高裁判所平成31年（受）第495号令和3年5月17日第一小法廷判決、大阪高等裁判所平成28年（ネ）第987号平成30年8月31日第四民事部判決

第2 対象者（特定石綿被害建設業務労働者等）

石綿にさらされる建設業務【表1】に従事することにより、石綿関連疾病（※）にかかった労働者又は一人親方等

※石綿関連疾病：中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4）及び良性石綿胸水

【表1】

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る業務

第3 給付金の支給等

① 給付金の支給

国は、特定石綿被害建設業務労働者等又はその遺族に対し、【表2】の額の給付金を支給

（①、③の支給のために計4,000億円程度を要する見込み）

【表2】

1 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円
6 上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7 上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

② 権利の認定等

厚生労働大臣は、請求に基づき、給付金の支給を受ける権利を認定

- ✓ 短期ばく露、喫煙の習慣を有した者（肺がんにかかったものに限る）に係る減額
- ✓ 請求期限：医師の診断時・管理区分の決定時／死亡時から20年
- ✓ 差押禁止、非課税

③ 追加給付金の支給

症状が悪化した者に対し、追加給付金（【表2】における区分の差額分）を支給

④ 認定審査会

厚生労働大臣は「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」の審査の結果に基づき認定

第4 基金の設置等

独立行政法人労働者健康安全機構に、支払に要する費用に充てるために「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、給付金等の支払等の業務を行わせる

○施行期日：令和4年1月19日（基金、認定審査会関係の規定は令和3年12月1日）

○検討条項：国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方